

岡崎市長
内田 康宏 様

提言書

～ 乙川リバーフロント地区

天下の道エリアの賑わい創出と
交流人口の拡大に向けて

歴史・文化を活かしたまちづくり ～

令和元年8月1日

岡崎商工会議所

～ 乙川リバーフロント地区 天下の道エリアの賑わい創出と 交流人口の拡大に向けて 歴史・文化を活かしたまちづくり ～

平素は岡崎商工会議所の事業運営に対し、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

私ども岡崎商工会議所では「会員企業の経営力向上を目指して」を今年度の基本方針に掲げ、地域資源を最大限に活用し、域外からの取引、消費、投資を呼び込み、循環させ、新たな需要開拓に繋げるとともに、柔軟性をもった事業展開により、企業の成長・地域の活力向上に総力を挙げて取り組んでおります。

つきましては、この度、乙川リバーフロント地区 天下の道（桜城橋から籠田公園に至る）エリアの賑わい創出と交流人口の拡大に向けて歴史・文化を活かしたまちづくりへの意見を取りまとめましたので、本提言書を提出いたします。

岡崎商工会議所におきましても、岡崎市と一体となり、地域の発展に向け一層尽力して参りますので、本提言の趣旨をご理解いただき、是非とも特段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

令和元年8月1日

岡崎商工会議所

会頭 大林 市郎

○基本的な考え方：水辺の賑わいから、まちの賑わい創出へ

岡崎市においては当面の間、人口が増加するものの、全国的には少子高齢化が進む中で都市間競争が一層激化しています。そうした中で、持続的な成長の実現に向けた住みよいまちづくりの形成には、地域特性を活かすことが極めて重要な役割を果たすと考えています。

また、安定的に持続した都市経営を推進するためには、地域と事業者が産業の成長に速やかに対応することが重要であり、現在では交流人口の数といった「量」はもとより、消費額という「質」の向上も図ることが不可欠で、消費額の拡大や流入人口の獲得に向けた新たな需要の創出等への対応が求められています。

こうした背景をもとに、岡崎市では乙川リバーフロント地区が整備される中、「QRUWA 戦略」や「観光基本計画アクションプラン」「立地適正化計画」からも伺えますが、来街者の滞在・活動と市民が都市空間を楽しむまちづくりの創出を推進することが肝要であり、そのために民間事業者や団体との公民連携強化を図り、地域の魅力向上に取り組むべきと考えます。

その中で、乙川リバーフロント地区において、特に名鉄東岡崎駅と康生地区を繋ぐ重要な位置にあり、水辺の賑わいがまちの賑わいを創出し、都市の魅力を向上させるうえでも要所である「天下の道エリア」(以下、当エリア) 周辺の振興にスポットを当てるとともに、さらに交流人口の拡大に向けて歴史・文化を活かしたまちづくりの推進のため、「**1.安全・安心で快適な環境の整備**」、「**2.地域資源の磨き上げによる賑わい創出と魅力の発信**」、「**3.安定的な消費拡大と持続的発展に向けた地域経営**」の観点から岡崎商工会議所としての意見を取りまとめたものです。

○具体的な意見事項：今後の重点的な施策の展開

1. 安全・安心で快適な環境の整備

ハード面の整備はもとより、地域住民・来街者の双方が安全・安心で快適に過ごすことができる環境の確保に向けた取り組みが重要と考えます。

(1) 国道1号の横断環境の整備推進

岡崎市内の国道1号の岡崎城（康生町）付近より西については、道路幅員を拡幅するとともに、両側に環境施設帯を設置する沿道環境整備事業のモデル区間として整備されてきました。

当エリアは、交差する国道1号によって分断されているため、これを横断する地域住民と来街者の双方への安全・安心の確保に向け、道路整備に併せて歩道橋や、エレベーターの設置等によるバリアフリー化を検討されたい。

(2) 街路空間の有効活用と営業環境づくり

当エリアにおいて実施可能なオープンカフェやマルシェ等の移動販売・屋台等の営業については、賑わい創出に有効に寄与することから、設置に係る営業許可や道路占用許可要件等の分かりやすい周知を図られたい。

(3) 通信環境の整備

来街者が情報を収集する主な手段は、インターネットへと移行している中、観光・防災を目的に無料Wi-Fi設備の整備等、通信環境の整備を加速するとともに、無料Wi-Fiについては、設置後の維持・管理費がエリアオーナーの課題となるため、その支援策を図られたい。

また、観光都市においては、情報の多言語対応、災害時の情報提供や無料Wi-Fiスポットの機能を兼ね備えたデジタルサイネージ（高機能型観光案内標識）の設置が進んでおり、東岡崎駅前や当エリアにおいても北東街区からの誘導・案内標識等の設置拡充を加速されたい。さらに、公共エリア・駅や宿泊・商業施設等において、シームレスにWi-Fi接続できるよう、地域や事業者の垣根を越えた認証連携の拡大も図られたい。

(4) 自転車走行空間の整備とシェアサイクルの利用促進

自転車は、移動手段や公共交通の補完的な役割を担う重要なツールとして位置づけられ、当エリアにおいても自転車走行空間の整備が行われているが、さらなる駐輪場の確保等、安全で快適な利用環境を充実させるとともに、利便性の向上のために自転車シェアリング事業への支援を図られたい。

(5) 貸切バス需要への対応と路上混雑の解消

名鉄東岡崎駅周辺においては、貸切バスによる路上混雑が生じており、交通事故等が懸念され、交流人口が拡大した場合には貸切バスの来訪需要が見込まれることから、名鉄東岡崎駅や北東街区に加えて、当エリア周辺においても貸切バス専用の乗降スペース、駐車場の確保を図られたい。

(6) アクセシブル・ツーリズムへの支援

障害者や高齢者等が、積極的に外出して、旅行を楽しむことができる環境づくりを意味するアクセシブル・ツーリズムの促進により、増加する高齢者の旅行需要を喚起するため、ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化等ハード面の対応を事業者自ら課題に取り組むことはもちろん、当エリアにおいてバリアフリー化に関する情報を広く周知することで、来街者の増加に側面的な支援を検討されたい。

さらに、安全・安心で快適なまち歩きに向けて、歩車分離の街路空間が整備されているが、障害者や高齢者向けのベンチや公衆トイレ等のキャパシティ拡充を検討されたい。

(7) 安全・安心のまちづくりの推進

当エリアの振興を持続的に進めていくうえで、来街者、地域住民の双方が、治安の良さや安心を実感できるまちづくりを推進することが必要です。地域においては、プライバシー保護に配慮しつつ、駅前周辺や商店街等への防犯カメラ設置は有効であることから、多額の費用を要する防犯カメラの設置・維持管理にあたっては支援する仕組みの構築等を推進されたい。

2. 地域資源の磨き上げによる賑わい創出と魅力の発信

中心部を流れる乙川という地域資源を磨き上げ、営業行為が可能な人道橋（桜城橋）の魅力発信を通じ、とりわけ「コト消費」によるリピーターの拡大を図ることが重要で、また、当エリアの価値向上のため、イルミネーションやプロジェクションマッピング、ライトアップ等、夜のエンターテインメントによるナイトライフの需要創出を図ることも重要と考えます。

（1）消費拡大に向けたナイトライフ需要の創出

「コト消費」へのニーズの高まりを受け、施設・店舗・交通機関等の夜間営業等により消費のさらなる拡大を狙う、ナイトライフ需要の創出に向けた動きが進みつつあります。当エリアにおいても、ナイトライフを楽しむ拠点が乏しいとの指摘もある中、エリア近辺の岡崎市中心図書館や市民会館等の開館時間延長や、新たな体験型観光の充実等を通じた満足度向上が鍵となるため、ナイトライフ活性化に向けた調査実施等に加え、官民連携による具体的な課題検討や情報共有を図られたい。

また、殿橋のテラス整備やライトアップによる演出に加え、当エリアの賑わい創出に向けて、イルミネーションやプロジェクションマッピング等、夜の時間帯に充実したナイトライフを楽しめる場の確保を進められたい。

（2）魅力ある歴史的建築物の活用・発信

当エリア周辺には、魅力的な資源となる寺社や古民家をはじめとする歴史的建築物が数多く残されているものの、建築基準法や消防法等関連法制により活用が進んでいない。来街者のニーズへの対応等を図るため、歴史的建築物を伝統工芸体験施設や宿泊施設、レストラン、オフィス等への活用の支援を促進されたい。また、観光産業とコンテンツ産業など異分野間での連携による、VR／AR等の先進的技術を活用した歴史的建築物や二十七曲り等、歴史遺産の魅力の効果的な発信についても資料提供等の支援を図られたい。

（3）空き店舗等の活用など環境整備促進による交流人口の拡大

当エリアにおいても点在する商店の空き店舗や空き家等の「空き建築物」は、地域の観光資源やコミュニティスペースとして活用することで、交流人口の拡大に寄与できます。しかしながら、建築基準法の規制上、用途変更を行う場合は、耐震など既存不適格建築物となる場合が多く、現行基準に合わせるための改修を行ったうえで、建築確認申請を行う必要があるだけでなく、相当の費用が必要となることや、建築物本来の風情が失われてしまうといった問題があります。地域に眠る空き建築物の再利用が促進されるよう、建築基準法上の規制に関する課題検討とともに、民間事業者の整備を促すために空き家のみならず、空き店舗対策への一層の措置と支援策を推進されたい。

(4) 水辺空間の賑わい創出と舟運の活性化

当エリア周辺には、隣接する河川や河川緑地と歴史的な観光資源があり、これらを繋ぐ舟運自体にも、観光や移動手段として価値があり、その魅力向上のため、東岡崎駅から岡崎城への移動に年間を通じて航行できるような調整や、船着き場を活用した水上イベントの開催、平常利用が可能な船着き場の利用促進に向けた周知を図られたい。

さらに、名鉄東岡崎駅やバス停留所等の公共交通機関から、船着場までの案内や誘導については北東街区整備の中で、景観に配慮した案内誘導サインの充実等、回遊性向上を図られたい。

(5) 公園を活用したエリアの魅力向上

当エリアにある橋詰広場では、民間事業者等が公園の魅力向上に寄与する飲食店や売店等施設の設置に併せ、広場や園路等の公園施設を一体的に整備する仕組みを構築されていますが、ニーズに応じた設置管理許可期間の延伸や建ぺい率等の規制緩和等、地域の観光・賑わいの交流拠点となるための整備を推進されたい。

また、都市公園の占用許可の特例を活用した観光案内所やサイクルポートの設置も促進されたい。

(6) イベント・祭り・食文化に着目した資源の活用

地域の魅力あるイベントや祭り、食文化は、地域の貴重な資源であり、特に食文化は、地元の食材を活用したブランド化やB級グルメから高級料理まで、豊富で多様な食を楽しむことができれば、有効に活用することで誘客を促し、交流人口の拡大に繋がるため、商品の開発やマーケティング等に鋭意努力している民間事業者とともに、岡崎市が主催するイベントや祭りにおいても連動したPRを支援されたい。

(7) ターゲットを意識したシティプロモーションの展開

効果的な誘客には、来街者目線に立った情報提供が必要であるが、地元食や文化のみの発信ではなく、来街者の体感した花や草木豊かな街並の日常風景や趣味嗜好に応じたコンテンツを発信することでも、プロモーション効果や反響の高さに違いが生じています。

例えば、東岡崎駅前の北東側に計画しているペDESTリアンデッキ上の騎馬像と当エリアに点在する四天王像を紹介する等、すでに多言語への対応など計画されていますが、歴史を好む誘客施策を効果的に展開するため、影響力を持つパワーブロガーやインフルエンサーの活用など、コンテンツ内容の充実を併せて、多様な発信方法に引き続き注力して取り組まれたい。

3. 安定的な消費拡大と持続的発展に向けた地域経営

当エリアに限らず、宿泊施設の充実等、ハードはもちろんのこと、まちづくりの観点では交流人口の拡大に向けて、ビジネス需要であるMICE誘致や国内旅行消費の約9割を占める日本人向けの観光を推進することにより、需要を的確に取り込むことが重要で、観光統計の整備・活用も注視しつつ、安定的に消費拡大を図り、地域経営の観点からも一定の収入を確保し持続的に発展することも重要と考えます。

(1) MICE誘致に向けた施設的环境整備促進

新たな需要を取り込むために、当エリアに近い「太陽の城跡地」利用の一環として、コンベンション施設の設置が検討されているが、経済効果が高いとされるMICEの誘致や開催を、官民連携による支援体制の強化とともに、受入環境の充実を図ることで、高機能型Wi-Fiや同時通訳システムの設置・導入等、様々な環境整備を後押しされたい。

(2) 河川空間の民間活用の普及促進

当エリアの橋詰広場や人道橋（桜城橋）の他、隣接する乙川河川緑地の有効活用でもあり、レセプションやアフターコンベンション等の魅力を高めるユニークベニューの充実はMICE誘致の大きな決定要因となることから、社会実験で培った水辺の賑わいを創出する活用事例の周知や研究を深めるとともに、河川敷地占用許可準則の規制緩和により民間事業者等の営業行為が可能である旨の周知を図られたい。

(3) MICEの実態把握と効果の普及

MICEは、参加者へのプロモーションのみならず、関連産業の裾野が広いことから地域への高い経済波及効果や産業振興が期待されているものの、その経済的意義や効果に関する客観的かつ定量的なデータが十分でないことから、地域の理解が進んでいるとはいえない状況にある。そのため人口動態や人の流れ、消費等に関する官民のビッグデータ「地域経済分析システム（RESAS）」の統計の分析を行うとともに、民間事業者が経営に積極的に利活用できるよう、情報提供に取り組まれたい。

(4) 来街者の安全確保に向けた改修等への支援

宿泊施設の安全性の確保は、災害時等の避難施設としての利用にも有効であることから、改正耐震改修促進法に基づく耐震診断に対する助成の他、改修工事に係る支援を検討されたい。さらに、宿泊施設の新設・設備更新に対する民間投資を促進するため、税制上の優遇措置や、公的融資制度のさらなる充実など金融上の支援措置を検討されたい。

（５）健全な宿泊サービスの提供

昨年６月に施行された住宅宿泊事業法（民泊新法）では、民泊の実施は年間 180 日を上限に全国で可能とする一方、自治体が定める条例による上乗せ規制を可能としている。健全な宿泊サービスの提供に向けては、地域特性やニーズを踏まえ観光の促進を図る一方、安全の確保と衛生の徹底が不可欠であり、条例設置の際には既設の旅館業者にも配慮した措置を講じられたい。

（６）需要獲得に向けた環境の整備

現金決済が中心である中小・小規模の小売店・飲食店等においては、需要取り込みの機会損失が発生しないよう、多種多様なキャッシュレス環境の一層の整備に向けて、普及啓発やキャッシュレス端末導入支援を周知されたい。

また、事業者等が需要を取り込めるよう、ホームページや案内看板等の多言語対応に利用可能な支援と助成金の設置等、環境の整備を検討されたい。

（７）公共交通機関系の共通ＩＣカードの活用

公共交通機関の乗り継ぎに係る乗車券の購入や文化・観光施設等での入場料の支払いは、来街者にとって煩雑であることから、利便性向上や移動の円滑化、費用の低廉化等を図るため、交通系ＩＣカードを活用し、市内の観光施設や、美術博物館等で相互利用可能な共通パスの導入を進められたい。

（８）将来を見据えた戦略的取り組みの推進

近年、国内のレジャー市場においては、参加体験型の需要が高まっています。また、マラソンや自転車ブームによるスポーツツーリズムや、農業・植林体験をテーマとしたエコツーリズム等、見る観光から体験・交流する観光へシフトする動きもみられます。加えて、産業観光、アート、ロケーション等、多様なテーマ型観光が推進されており、こうした需要創出とシニア層に限らず、中長期的な市場活性化に向けては、子ども体験型商店街の開催等、若年層をターゲットとしたプロモーションを図られたい。

（９）地域限定旅行業への参入促進によるコンシェルジュ機能の充実

旅行者が快適に観光できるよう、これまで以上に観光案内を行う態勢の充実を進めることが不可欠です。改正旅行業法により、ホテル・旅館をはじめ観光案内所等の拠点において、地域体験・交流型旅行商品の企画・販売促進が可能となったことから、観光案内所が一定の収入を確保するとともに、地域におけるコンシェルジュ機能としての役割を果たすべく、情報提供はもとよりワンストップで観光に関する様々なサービス提供の支援を図られたい。

以上